

大竹市告示第124号

大竹市子育て用品宅配及び見守り・子育てサポート情報提供等事業実施要綱を次のように定める。

令和6年8月5日

大竹市長 入山 欣郎

大竹市子育て用品宅配及び見守り・子育てサポート情報提供等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭の経済的負担の軽減及び社会的な孤立を感じやすい保護者の精神的ストレスを軽減することによる児童の健やかな育ちを支援することを目的とした大竹市子育て用品宅配及び見守り・子育てサポート情報提供等事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 令和3年10月1日以降に出生し、かつ、満3歳に達する前の間にある者をいう。
- (2) 子育て世帯 対象児童及び当該対象児童を現に養育している父母等の属する世帯をいう。
- (3) 子育て用品 当該児童を養育するために必要とされる紙おむつ、おしり拭き等で市長が指定するものをいう。

(支援の支給対象者)

第3条 事業に基づき実施する子育て世帯に対する支援（以下「支援」という。）の支給を受ける者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 支援の支給を申請した日（以下「申請日」という。）において、大竹市に住民登録があること。
- (2) 子育て世帯に属し、当該子育て世帯の対象児童を現に養育していること。
- (3) 支援を受けようとしている対象児童について、他の者が支援を受けていないこと。

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て用品の支給

- (2) 支給対象者の子育てに関する不安の有無の確認及び子育てに関する相談対応
 - (3) 支給対象者及び対象児童の健康状態及び養育環境の確認
 - (4) 子育て情報の提供
- 2 子育て世帯に支給する子育て用品は、対象児童1人につき1回当たり3,300円相当(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の額が限度の物品とする。
 - 3 支援は、子育てに関する必要な知識及び経験を有すると市長が認めた者が行う。
 - 4 支援の支給は、支給対象者に対し、その者の自宅において対面により行う。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(支援の対象期間)

第5条 支援の対象期間は、対象児童の出生日の属する月の翌々月から満3歳に到達する日の翌日の属する月までの隔月とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(支給の申請及び決定)

- 第6条 支援の支給を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)は、対象児童の出生日以後に所定の申請書兼同意書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援の支給を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。
 - 3 支援の支給の開始は、申請日の属する月の翌々月以降であって、対象児童の出生日の属する月が偶数月の場合にあっては最初の偶数月から、奇数月の場合にあっては最初の奇数月からとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請事項の変更)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「支援決定者」という。)は、同条第1項の申請書兼同意書に記載した事項に変更が生じたときは、所定の変更等届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

(支援の委託)

- 第8条 市長は、事業の効果的な運営を図るため、第4条第1項各号に掲げる支援の全部又は一部を適当と認める者に委託することができるものとする。
- 2 前項の規定により支援の委託を受けた者は、事業の実施に当たり市と十分な連携を図るものとする。

(支援の中止)

第9条 市長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、これらに該当した日をもって支援を中止するものとする。

(1) 第3条に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか市長が不相当と認めたとき。

(支給品相当額の返還)

第10条 支援決定者が、虚偽の申請等により不正に支援を受けたことを市長が確認したときは、所定の返還通知書により、既に支給した子育て用品に相当する額を返還させることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月5日から施行する。

(令和3年4月2日から同年9月30日までの間に出生した者の属する世帯に対する支援の特例)

2 令和3年4月2日から同年9月30日までの間に出生した者の属する世帯に対する支援については、第2条第1号の規定にかかわらず支援の支給対象者とするものとする。

3 第5条の規定にかかわらず、前項に規定する者に係る支援の支給の申請の期間は、令和6年8月16日から同年9月30日までとし、令和3年4月2日から同年9月30日までの間に出生した者のうち偶数月に出生したものにおける支援の支給の時期は令和6年10月とし、奇数月に出生したものにおける支援の支給の時期は令和6年11月とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。